

「よつぼし」の苗・鉢植え株等を取り扱う種苗事業者の方へ（品種表示義務なし）

この説明は、種苗事業者のうち、種苗法に基づく品種表示を行う必要のない事業者を対象にしています。

＜対象者＞ 次の全てに該当する種苗事業者（類型B）

- （1）既に品種表示がされた商品（種子、苗、鉢植え株等）を転売するだけの場合
- （2）「よつぼし」の種苗等を販売するため、広告を作成したり、カタログに掲載することがない（店頭ポップ等の軽微な広告は除く）。
- （3）インターネット販売しない。

＜重点要約＞

- （1）品種育成者権の侵害がないよう、種苗の販売先を指導する。
- （2）適切な品種表示がされていることを確認する。
- （3）種苗の販売先に対し、栽培技術等の情報を伝達する。
- （4）品種育成者権侵害が発生したとき、育成者の指示に従い、必要な調査に協力する。

1. 品種育成者権の侵害防止

種苗法に定められた禁止事項の他、品種育成者権者から、2ページ（資料）のとおり遵守事項等が示されています。この内容を伝達するため、次のとおり、販売先に応じた情報提供を行ってください。

果実を生産販売する農業者に対し →資料⑤「果実生産者・農業者向け説明」を提供
 家庭菜園当の一般消費者に対し →資料④「家庭菜園・一般消費者向け説明」を提供
 他の種苗事業者に対し →本研究会に連絡するよう伝達

2. 品種表示

（1）種苗の品種表示

正当な種苗には、品種名、品種登録番号、品種名ロゴ、遵守項目が表示されています。右図のロゴマークが表示されていることをご確認ください。



（縦書き・横書きあり）

（2）果実・加工品・鉢植え株等への品種表示（軽微な場合）

軽微な品種名表示のため、本研究会ではシール・ラベルを作成し分譲しています。この場合、ロゴマークの使用手続きは必要ありません。詳しくはホームページで <https://seedstrawberry.com/>

	用途	単価	分譲対象
シール	果実・加工品等	1巻 1000枚当たり 1,000円 (送料別)	正当な種苗を使っていれば、特に制限なし
鉢植え用ラベル	ポット株、鉢物等	100枚当たり 780円 (送料別)	本研究会会員

3. 栽培技術等の伝達

種子繁殖型のイチゴ品種は、新しく登場した作物で、生産者への栽培技術の伝達等が不可欠です。種苗事業者には、種苗の販売に合わせた情報伝達が求められています。栽培技術資料の配付や、生産者からの簡易な質問に対応してください。

本研究会ホームページの会員専用ページに、栽培技術資料等を掲載していますのでご利用ください。

4. 調査への協力

品種育成者権侵害の事例が発生した際には、育成者の指示に従い、必要な調査に協力してください。調査に協力できるよう、種苗の販売先を記録しておいてください。特に、インターネット販売の場合は、厳重に販売先確認を行い、記録保存しておいてください。

(資料)

自家増殖に係る品種育成者権者の指示

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を 2 年に 1 度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に関係する事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとし、

「よつぼし」の苗・鉢植え株等をご購入の方へ(一般消費者・家庭菜園向け説明)

「よつぼし」は、種子繁殖の品種ですが、従来のイチゴと同様にランナー増殖(株からツルが伸び、その先にできる子苗で増やす方法)することも可能です。このようなランナー増殖した株等の取扱いについて、次の点にご注意ください。

1. <他人への譲渡禁止>

ランナー増殖した株を他人に譲渡することは、有償・無償を問わず、種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。

2. <家庭内での利用について>

「よつぼし」の場合、ランナー増殖した株を自分の家庭内で利用することが認められています。その条件が、次の枠内のとおり、品種育成者から示されているので確認してください。

3. <種子と品種名ロゴについて>

「よつぼし」の果実から採れる種子は「よつぼし」ではありません(親子でも性格が異なるように)。このようなまがい物と区別するため、正当な「よつぼし」の種苗、株や果実等にはロゴマークを表示するようにしています。ご購入の際、ご確認ください。



(縦書き・横書きあり)

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構(以下、育成機関という)が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」(品種登録第25605号、以下、本品種という)の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖(ランナー増殖等)を行った種苗を他者へ譲渡(有償・無償に関わらず)することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」はF1品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株(果実以外の植物体の一部を含む)を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖(ランナー増殖等)は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖(ランナー増殖等)した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を2年に1度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

「よつぼし」を栽培する果実生産者・農業者の方へ(果実生産者向け説明)

「よつぼし」を栽培し、果実等を生産・販売していただくにあたり、育成者権等の侵害がないよう、守らなければならないルールをまとめましたので、ご確認いただき、法令等遵守にご協力ください。

<重点要約>

- (1) 育成者権者の示す遵守事項(2ページ枠内)を遵守し、品種育成者権を侵害しないこと。
- (2) 品種育成者権侵害が発生したとき、育成者の指示に従い、必要な調査に協力すること。
- (3) 生産した果実や加工品の販売の際、ラップフィルムや出荷箱等の品種名表示には、本研究会指定のロゴマークの使用を強く推奨する。

1. 品種育成者権を侵害しないために

(1) 正当な種苗の利用

- ・栄養繁殖(ランナー増殖)した種苗の販売は認められていません。
- ・「よつぼし」の果実から採れる種子は、親子でも性格が違いうように、「よつぼし」ではありません。「よつぼし」の種子は、許可を受け、特定の母親と父親を交配しなければ生産することはできません。
- ・正当な種苗には、品種名、品種登録番号、ロゴマーク、遵守項目が表示されています。右図のロゴマークが表示されていることをご確認ください。



(2) 種苗等の海外持ち出し禁止

「よつぼし」は、果実を除く全植物体(種子、苗、株、ランナー、花粉、組織等一切の遺伝資源)の海外への無断持ち出しが禁止されています。自ら持ち出さないだけでなく、持ち出す人に譲渡することもできません。

(3) 種苗等の第三者への無断譲渡の禁止

- ・栄養繁殖株(ランナー増殖株)は、他人への譲渡が一切禁じられています。有償譲渡だけでなく、無償譲渡でも種苗法違反になります。懲役・罰金や損害賠償の対象になることがあるのでご注意ください。
- ・購入した種苗のうち余った種苗や鉢植え・プランター植えにした株を販売することは、種苗業者に該当します。詳しくは、「5. その他注意事項」を確認してください。

2. 自家栽培用のランナー増殖について

「よつぼし」の場合、次の枠内に示す育成者権者の指示を履行することで果実生産者(農業者)が自らの経営内で行うランナーが認められています。特に手続きを必要としないので、枠内に示された内容を十分に確認し、遵守してください。

種子繁殖型イチゴ品種「よつぼし」の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて

三重県、香川県、千葉県および農研機構（以下、育成機関という）が共同で育成した種子繁殖型品種「よつぼし」（品種登録第 25605 号、以下、本品種という）の自家用の栽培向け増殖については、以下の許諾条件を遵守することにより無償で許諾するものとし、手続きを不要とします。

ただし、自家用の栽培向けに栄養増殖（ランナー増殖等）を行った種苗を他者へ譲渡（有償・無償に関わらず）することはできませんのでご注意願います。また、「よつぼし」は F1 品種であり、「よつぼし」の果実から採れる種子は、「よつぼし」とは特性が異なり、増殖に用いることはできません。

<遵守すべき許諾条件>

- ① 種苗、ランナーおよび株（果実以外の植物体の一部を含む）を海外に持ち出さないこと。
- ② 栄養増殖（ランナー増殖等）は自家用の栽培向けに限るものとし、増殖した種苗を有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- ③ 栄養増殖（ランナー増殖等）した種苗のうち自己の農業経営に用いなかった種苗は、遅滞なく廃棄すること。なお、継続して利用する場合でも、種苗の更新を 2 年に 1 度以上は行うこと。
- ④ 本品種の利用に関連する書類やほ場ならび自らの情報について、必要に応じて育成機関が調査することを認め協力すること。
- ⑤ その他本許諾に係る事項について育成機関の指示に従うこと。

なお、種苗は必ず育成機関の許諾を得て本品種の種苗を正当に生産、販売している事業者から入手して下さい。また、遵守事項について、重大な違反を犯した場合、育成機関は本許諾を取り消しできるものとします。

3. よつぼしロゴマークの使用について

「よつぼし」の果実や加工品を販売する際、ラップフィルムや出荷箱、ジャム等加工品ラベル等に、本研究会指定のロゴマークの使用を推奨しています。ロゴマークの使用方法には、次の 2 つの方法があります。

(1) 本研究会が作成したシール・ラベルを購入する方法

本研究会ホームページ「種子繁殖型イチゴ研究」に「よつぼしシール・ラベル」を紹介しています。ご参照ください。

<https://seedstrawberry.com/>

シール 1 巻 1000 枚当たり 1,000 円（送料別）

鉢植え用ラベル 100 枚当たり 780 円（送料別）

（鉢植え用ラベルを購入の場合は、本研究会入会し、種苗等の適正流通にご協力ください）

(2) 「よつぼし」ロゴマークの使用許諾を受ける方法

本研究会のロゴマーク使用の許諾を受け、そのロゴマークを使って、生産者独自のラップフィルムや出荷箱等を作成していただくことができます。ロゴマーク使用の許諾を受けるには本研究

に入会してください。

4. 研究会入会について

(1) 入会の必要性

場 合		入会の必要性
シール・ラベルを購入して利用する場合	シールの場合	入会の必要はありません
	鉢植え用ラベルの場合	会員のみの販売になります
ロゴマークの使用許諾を受ける場合		会員のみ許諾します

(2) 会費等

種別	要件	入会金	年会費	ロゴ使用賦課金
正会員	正会員になることを希望する者、及び、「よつぼし」の種子生産事業者	5,000 円	50,000 円	鉢植え用ラベルを購入して利用する場合：無料 ロゴ使用許諾を受けた場合： 種苗購入数の規模別に応じた賦課金(10万株まで1万株ごとに5千円、10万株以上は2万株ごとに5千円)
一般会員	要件を設けない	なし	なし	

通常、一般会員への入会をお勧めします。

5. その他注意事項

(1) 苗生産を委託するときの注意事項（種から苗、セル苗からポット苗等）

- ・ 栄養繁殖（ランナー増殖）の委託は認められません。
- ・ 委託先に、品種利用に係わる遵守事項を説明してください（①海外持ち出し禁止。②第三者への種苗譲渡禁止。③育成者権者の調査への協力）。
- ・ 書面による受委託契約を締結し、遵守事項に違反することがないよう委託先に誓約いただくとともに、委託先に違反があった際には、委託元も責任を持って共同して対処することを明記してください。
- ・ 委託先で生産された種苗は、全量、委託元が引き取ってください。不発芽や枯死株数についても把握するよう努めてください。

(2) 余った苗を鉢植え・プランター植え等で販売するときの注意事項

- ・ 農業経営内でランナーによる自家増殖を行った場合には、増殖苗を販売できないのに加え、余り苗が実生由来であっても販売することはできません。
- ・ 鉢植え・プランター植え株には、種苗と同様に、品種表示が必要です。本研究会が分譲しているラベルには品種表示がされているので、これを購入し使用してください。（上記「3. よつぼしロゴマークの使用について」の項を参照）。
- ・ このような行為は、種苗事業者に該当します。種苗事業者の責務として、販売先に対する義務を履行し、インターネット販売は控えてください。